

北海道における牛海綿状脳症(BSE)対策
に関する説明会(札幌市)

日 時 平成25年5月23日(木)13:30～
場 所 札幌市 北海道自治労会館 4Fホール

(1)開 会

○司会(道農政部畜産振興課):

それでは定刻となりましたので、ただいまから「北海道における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する説明会」を開会します。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます北海道農政部の小田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに北海道農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げます。

○多田食の安全推進局長(道農政部):

ただいまご紹介いただきました北海道農政部でBSE対策を担当しています食の安全推進局長の多田です。北海道におけるBSE対策に関する説明会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日はお忙しい中をこの説明会にご出席いただき、誠にありがとうございます。既に皆様方ご承知のとおり、BSE対策につきましては平成13年9月に国内で初めて発生して以降、これまで飼料規制や、あるいはと畜場におけるSRMの除去、さらには検査、トレーサビリティなどについて関係者が一丸となって取り組んできたところです。こうした対策の効果もありまして、国内では平成21年1月を最後にBSEの発生はなく、今月の末にも国際獣疫事務局、OIEからBSEの清浄国として承認される見通しにもあります。

こうした中で国は、現在BSE対策の見直しを行っており、と畜場の検査対象月齢を30か月齢超から48か月齢超に引き上げる手続を進めているところです。また、私ども道としても、昨年10月にと畜牛のBSE検査のあり方について知事の附属機関であります北海道食の安全・安心委員会に検討を依頼しています。また、委員会では、牛肉あるいはその生産、流通、消費、あるいは獣医学の専門家による専門部会を設けまして検討が重ねられまして、先月の24日に委員会として「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」を取りまとめていただいたところであります。

今日の説明会は、その提言の中にもある訳ではありますが、道民の方々にこの丁寧な説明をして理解を深めていただくという趣旨で開催するものであります。また、あわせて食品安全委員会事務局の前田評価調整官と厚生労働省の温井係長にご出席をいただき、BSE対策の見直しや食品健康影響評価についてご説明をしていただくことにしています。

私ども、こうした説明会を開催しますと、どうしても正確にお伝えしようということで難しい言葉を使ったりして、参加者の皆様からもわかりづらいというようなご指摘を受けるところではありますが、今日はできるだけわかりやすい説明を心がけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

短い時間ではありますが、今日はよろしくお願いいたします。

○司会(道農政部畜産振興課):

それでは、説明に移らせていただきます前に、本日の進行につきましてご説明申し上げます。

皆様にお配りさせていただきました資料の中の次第をごらんいただきたいと思います。プログラムの(2)説明の欄です。

まず最初に、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北

北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」につきまして、北海道農政部家畜衛生担当課長の奥田よりご説明申し上げます。

続きまして、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要について、内閣府食品安全委員会事務局の前田評価調整官よりご説明申し上げます。

最後に、牛海綿状脳症(BSE)検査の見直しにつきまして、厚生労働省食品安全部監視安全課の温井乳肉安全係長よりご説明させていただきたいと思っております。

なお、資料とあわせてアンケートをお配りさせていただいたかと思っておりますが、説明をお聞きいただきましてこのアンケートの記入にご協力をお願いしたいと思います。アンケートにつきましては、お帰りの際に受付のところに回収ボックスをご用意させていただいておりますので、そちらに入れていただきたく、ご協力を重ねてよろしく申し上げます。

また、各説明に対します質問等につきましては説明が終わった段階ごとにお受けしますので、質問等おありの方は挙手をいただいた上で、市町村、所属、お名前をはっきり言っていただきまして、それから質問をお願いします。

質問につきましては、今回は内閣府や厚生労働省からも講師の方をお招きしていますので、忌憚のないところをご質問いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(2)説 明

○司会(道農政部畜産振興課):

では、最初の説明に入らせていただきます。お願いします。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

家畜衛生担当課長の奥田と申します。北海道におけるBSE対策、並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」についてご説明させていただきます。

(スライド1、2)

まず、牛海綿状脳症(BSE)の基本的なことについてご説明します。

BSEは、人の病気ではなく牛の病気の一つところです。BSEプリオンと呼ばれる異常プリオンたん白質が原因でありまして、これが主に脳に蓄積して、脳がスポンジ状になって最終的には死んでしまうという病気です。

この病気が牛の間で広まりましたのは、英国発祥なのですが、共食い飼料といいますが、BSEに感染した牛を原料とした肉骨粉をたん白飼料として使ったことが原因と考えられています。

そして、人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、これについてもイギリス発祥でvCJDと申しますが、これもBSEの異常プリオンたん白質を食べたことが原因と言われています。

(スライド3)

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病について補足しますが、このvCJD、バリエーションCJD病というのは人のプリオン病の一つでありまして、BSEプリオンの摂取が原因と考えられています。

人のプリオン病と申しますのはいろいろありますが、いわゆる脳が空洞化する病気全体

を指すものですが、ほとんどの病気、77%は高齢者が突然発病する孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病でありまして、100万人に1人、日本でも毎年200人位の方が自然に発病する病気です。

このほか感染型や遺伝型というのがありますが、このv C J D、B S Eが原因と言われていますが、これは過去30年位ありますが、世界で220人ほどが発病していますが、日本ではこれまで感染事例はありません。

このv C J Dですが、最もB S Eが発生してv C J Dの発病が多かった英国におきましても牛の飼料規制を行って以降、新たに感染された事例はありません。B S Eと同様、この変異型クロイツフェルト・ヤコブ病も世界ではほとんど発生しなくなってきました。

(スライド4)

B S E対策の経過について映しています。少し見づらくて申し訳ありませんが、平成13年9月、日本では千葉県で初めてB S E感染牛が確認されました。道内では同じ年の11月に発生を見ています。

そして、発生のあった翌月、10月以降ですが、総合的な対策として飼料規制、と畜牛のS R M除去、全頭検査、死亡牛の検査、個体識別制度などのB S E対策が開始されています。

そして、平成17年8月には省令改正が行われまして、国が検査対象月齢を21か月齢以上に緩和いたしまして、経過措置として3年間国費補助がありました。最終的には平成20年の7月には全頭検査国費補助の経過措置が打ち切られたところ。しかしながら、この当時は引き続きB S Eの発生がありましたし、また、と畜場の管理が今人つで脊髄をつけた状態での背割りなども行われています、全国的にも全頭検査継続の要望が寄せられたところ。そのようなことから北海道も独自のB S Eの全頭検査をこれまで継続してきているところ。

平成21年ですが、国内で最後のB S E感染牛が確認されておりましたが、この年の3月にはと畜場の中もかなりきれいになりまして、ピッシングといいますが、頭に穴をあけてワイヤーを入れるような操作もなくなっています。そして5月には、日本はO I Eで「管理されたリスク」の国に認定されているところ。

そして本年4月には、と畜牛の検査対象を30か月齢超に省令改正されたところですが、国では引き続き検査対象月齢引き上げについて諮問を行っています、現在48か月超にまで引き上げることが可能として、7月1日施行をめどに作業を行っているところ。

一方、日本では飼料規制を行いまして、過去11年以上、新たなB S Eの感染牛は出ておりません。来週にも日本はO I E総会で、B S Eのリスクを無視できるいわゆる清浄国として承認される見込みとなっています。

(スライド5)

これまでのB S E対策のポイントについて図にしています。

牛への感染を防ぐ飼料規制、これが最も重要な対策です。世界的にもこれを行ったことによって発生は激減しています、ピーク時3万7,000頭だったのが昨年には21頭にまで減っています。

そして、次に大事なのがS R Mの除去。これは人への感染を防御するというような対応です。検査を行いましても若い牛では検出限界というのがありまして、検査で陰性であれ

ば感染牛を確認することはできません。蓄積部位、異常プリオンが溜まっていないと検査で陽性にならないこともあります。そういったすり抜け防止のためにも、このSRMの除去、危険部位の除去が重要どころです。

続きましてBSE検査ですが、これにつきましては基本的には検査を行って陽性牛を摘発、除去するといった安全対策はとられるのですが、清浄化が進んできますと、いわゆる飼料規制やSRMの除去といった本来あるべき重要な対策がしっかり機能しているかどうかの検証のために用いられるようには言われています。検査についても、と畜牛の検査が非常に重要視されていますが、実際のところは死亡した24か月齢以上の全頭、あるいは24か月齢未満についても臨床で異常のある神経症状のある牛につきましては家畜保健衛生所で検査を行うといったような検査もひっくるめてBSE検査と言っています。

そしてもう一つ、個体識別制度ですが、これはBSE発生に伴って国内で整備された制度です。全ての牛がどこで生まれて、どこで飼育されたのかが解る対策でありまして、この制度が行われたことによって産地偽装を防ぐことができるようになったところではあります。

(スライド6)

次に肉骨粉について特記してありますが、肉骨粉は牛などの家畜をと畜する際に出てくる残渣や死亡牛、このようなものを材料として、脂、水分を除いて粉末にしたものです。過去には飼料や肥料として用いられたところですが、現在でも牛など反すう動物由来の肉骨粉につきましては使用が禁止されています。焼却されています、輸入を禁止されています。これを、いわゆる飼料規制と言っています。

(スライド7)

飼料規制の監視・検査体制について図示したものです。

肉骨粉につきましては海外からの輸入が禁止されています。動物検疫所は港で、書類も含めてこのようなものが入ってこないかどうかを確認をしています。肉骨粉以外の飼料、輸入飼料原料についても紛れ込んでこないかどうか農林水産消費安全技術センターで検査を行っています。北海道内もそうですが国内対策につきましては、配合・混合飼料を作っている工場、販売しているところ、それから農場、こちらにつきましては北海道農政事務所あるいは北海道の振興局などが立ち入りを行いまして、年間200検体ほどの飼料を収去いたしまして、新得にあります畜産試験場で牛由来のたん白質が入っていないかどうかPCRなどを用いて検査を行っています。

(スライド8)

次が特定危険部位について図にしたものです。

口から入るBSEプリオン病というのがありますが、牛が間違っても感染した牛由来の肉骨粉を食べますと、扁桃あるいは回腸といったところにまず定着します。それから神経を上行いたしまして、脊髄を経由して脳に最終的に溜まるといったような流れになります。これは発病した時点ではありますが、実験感染では脳に約63%蓄積されると言われています、これらをひっくるめてSRM、特定危険部位と言っていますが、高齢なものについてはこれは除去する必要性が指摘されています。検査云々ではなく、とにかく除去をする。若い牛につきましては、実験感染の結果このようなどころには溜まっていなくて、30か月齢未満につきましては扁桃あるいは回腸遠位部にしか溜まらないことがわかっています、今年4月からはこの2カ所、扁桃と回腸遠位部のみが実際一斉除去されるようになってい

ます。

(スライド9)

次がBSE検査について記載しています。

BSE検査に用いられる場所は脳のつけ根にあります延髄という部位です。これは生きている牛では検査できないことで、あくまでも死亡した牛あるいはと畜した牛が対象となります。検査では4時間程度かかるところですが、ここに一定以上の異常プリオンたんぱく質、BSEプリオンが溜まっていれば陽性、溜まっていなければ陰性となります。溜まっていなければ陰性になることを一般の方はちょっと勘違いされています、検査で陰性であれば大丈夫だと思われかもしれませんが、これはあくまでも一定以上溜まっているかどうかの検査であって、安全であることや、感染していないことを確認する検査ではありません。若い牛では感染牛でも陰性になることを誤解されておられる方が多いところです。

(スライド10)

次に、と畜のBSE検査体制について図にしたものです。

道内では、牛のと畜を行っている畜場が12カ所あります。中核市、函館市と旭川市につきましては市でと畜場を持っています、その他10カ所、道所管のと畜検査を行っている畜場がありまして、全道では約22万頭の検査を行っています。全国的には120万頭行っていますことから、2割近くが北海道です。現在、かなり若い牛を含む全月齢の検査を行っています。

(スライド11)

これが死亡牛のBSE検査の体制です。

死亡牛につきましては24か月齢以上が対象となっており、道内7カ所で採材しています、検査を3カ所に集約して実施しています。年間約5万頭行っています、全国的には約10万頭ですから北海道が半分近くを占めているところです。このほか、24か月齢未満であっても臨床的に異常のある牛につきましては家畜保健衛生所で検査を行っているところです。

(スライド12)

これがBSE対策の全体的な流れ図ですが、まず輸入規制がありまして、肉骨粉は輸入禁止になっています。そして、発生国からは生体、生きた牛も輸入が禁止されています、実際のところ最近は入ってきていません。そして牛肉ですが、発生国からは輸入停止となっていますが、最近は世界的にもBSEの発生が減っていることから、こちらは緩和傾向にあります。国内だと、この赤い色の中に入ってくるのですが、牛飼養農場を中心として見ますと、左からの飼料規制、下に向かう死亡牛の検査、右に向かう食肉の検査。食肉につきましてはSRM、特定危険部位の除去やBSE検査が行われています。そして、焼却施設では死亡牛やと畜残渣といったものが焼却されています、この総合的な対策の中でBSEの撲滅に寄与しているところですが、最も重要なのは飼料規制です。ここで入り口対策をしないと、どこかから漏れてくる可能性があるところです。

(スライド13)

これは、世界のBSE発生件数の推移です。

1992年が一番大きな山となっています、この年には世界的に3万7,000頭の発生がありました。昨年は、ここにありますが21頭で、ほとんどなくなっている状況です。発祥です英国についても、1992年はほとんどが英国だったことありまして、英国だけで18万4,62

1頭と、世界のほとんどのBSE発生が英国であったことがおわかりいただけると思います。

(スライド14)

これは、日本のBSE検査陽性牛の出生年分布です。

国内ではこれまで36頭発生しています、このうち25頭は北海道で発生しています。出生年で見ると三つの山がありまして、1992年は世界的に一番多かった年、1995年・1996年、平成7・8年の山、それから平成11・12・13年の山、三つの山がありまして、飼料規制が行われた平成13年以降ですが、平成14年1月に発生がありましたが、過去11年以上新たな感染がなかったことが言える訳で、来週にもOIE総会でBSEのリスクを無視できる国になる見込みとなっています。

(スライド15)

今まで説明してきたような経過を踏まえまして、発生状況などを背景として道は昨年の秋に、国がBSE対策の見直しを検討していること、また、清浄国の認定が近くなっていることも想定いたしまして、自主的に北海道が行っています全頭検査のあり方について有識者の検討をいただきました。知事の附属機関で、食の安全に関連するいろいろな団体や協議会などの代表14名によって構成されます「北海道食の安全・安心委員会」に、昨年の10月29日にBSE検査のあり方について検討を依頼したところです。

そうしましたところ、BSEにつきましては専門的な知識がいることで、専門的な方を集めていただいて、そこで議論が必要でBSE専門部会を立ち上げて検討を付託したところです。構成メンバーは、生産者団体の代表、流通・加工団体の代表、消費者団体の代表、BSE学術専門家といった構成メンバーとなっています。過去3回議論いただき検討いただきました。

(スライド16)

これは、第1回の専門部会で意見をいただいた内容です。昨年の11月19日開催だったのですが、この中では、これまで北海道が行ってきたBSE検査の取り組みに対する意見をいただきました。

確認の意味でありましたが、こちらから説明しましたのは、節目節目で、平成13年9月、BSEが国内で初めて発生した当時、そして平成20年7月に国費補助が打ち切られたこと。そして平成21年5月、日本が「管理された国」に認定された当時の世界の情勢、日本の情勢、そして国内情勢を含めました北海道の情勢、北海道の取り組み状況についてもご説明しました。

トピック的なことは、平成13年9月に初めて発生した当時は牛の肉骨粉が流通していたこと。それから、牛の年齢がまるで解らない状態だった。と畜場のSRMや管理状態が不適切であったこと。そういった背景がありました。

緊急措置として、全頭検査、それから検査を行っていない国産牛肉の買い上げと焼却処分が行われたところです。

で、検査対象月齢が21か月齢以上となって国費補助が打ち切られた当時は飼料規制は既に行われていたと。トレーサビリティ制度といって牛の由来も解る耳標がついている状態でありましたが、一方で、飼料規制対策実施前に生まれた牛のBSEの発生がまだあったこと。実験感染のデータの蓄積が少ない、年数も足りないといった意見もありました。と

畜場のSRM管理がピッシングも含めて不十分であったといったようなことから、全国的に不安要素がたくさんあったことから、全国的な全頭検査の継続要請活動が活発でありました。

そして平成21年5月ですが、日本が「管理されたリスクの国」に認定された当時は日本でBSEの発生はありませんでした。と畜場のSRM管理は適正で非常に衛生的になっていたにもかかわらず、政権交代等もありまして、と畜の検査の見直し議論は深まらなかったといったようなことを説明させていただきました。

(スライド17)

このようなこちらからの説明に対しまして専門委員の方からの意見は、飼料規制、SRM除去、トレーサビリティ制度など総合的な対策により全国的にリスク管理はしっかりと行われていると。検査ばかりではなく、飼料規制、SRM除去が大事であるという正しい知識を道民に対して広める努力をすべきであるといった意見がありました。

(スライド18)

続きまして、今年の2月ですが第2回専門部会が開催されまして、その場面では、一番BSEが発生いたしまして日本がBSE対策の手本としたEU、欧州連合におけるBSE対策に対する意見で聴取しました。

説明事項としては、ここには書いてありませんが、EUでは各国でばらばらのBSE対策を行ってきたところですが、欧州連合ではBSE以外にもスクレーパーといまして羊のプリオン病がありました。そういったことを含めまして欧州全体の統一した取り組みが必要であるとして、「伝達性海綿状脳症の防疫、管理、撲滅に関する規則」、TSE規則を2001年に制定しました。

そして2005年ですが、その規則に基づきましてEU全体でのBSE対策の取り組みの結果、陽性牛はかなり減ったことから、欧州委員会は清浄化の進行に合わせたリスク管理のあり方を検討して、BSE対策の見直しの方向性を示す「TSE指針(ロードマップ)」を公表しました。これは検査だけではなく、飼料規制やSRMの管理、いろいろな学習といったようなことについても触れている内容になっています。見直しの骨子です。これは5年先を見越したものでありまして、2010年には「第二次ロードマップ」を公表して、見直しを強化する方向、緩める方向を含めた方向性を示す指針を示しています。

検査につきましては、別途、欧州食品安全機関(EFSA)というのがありまして、これは日本の食品安全委員会のようなものですが、実験感染のデータなどを踏まえましてリスク評価をもとに決定しています。これは強制ではありませんが、これを活用できるといったような提案をされ、それをもとに各国で検査月齢を決めているところです。

昨年の10月におきましては、ブルガリアとルーマニアはEU加入が遅かったので外していますが、これを除くEU加盟25カ国は健康と畜牛につきましては検査を廃止することが可能といったようなことが言われています。このとおりにやめている訳ではありませんけれども、4月から止めるという方針を出している国もあります。

(スライド19)

このような説明を終わった後、専門委員の方からご意見をいただきましたところ、世界的にBSEのリスクが低下しているのは間違いないが、日本は管理措置の見直しになかなか踏み出せないでいるといった、抽象的ではありますが意見をいただいたところです。

(スライド20)

そして、この4月24日に開催されました第3回BSE専門部会の中では、非定型BSEの話題が日ごろ出ているものですから、これについてのご説明と、意見をいただきました。非定型BSEにつきましては、国内では動物衛生研究所プリオン病研究センターが専門で研究されておられますことから、こちらから資料をいただきまして説明させていただきました。

資料の内容ですが、非定型BSEは世界で約70例発生しています。従来型、定型BSEにつきましてはこれまで発生総数約19万例ですが、これに比べますと非常に少ない数です。

非定型BSEはほとんどが8歳を超える牛でありまして、人でも毎年200人位自然発生する孤発性の可能性が非常に高いところです。

国内で非定型BSEは2例確認されています、1例は23か月齢と若い牛でありましたけれども病変は全くなくて、伝達試験も陰性であったと。伝達試験で陰性であったのは、感染性がなかったか、非常に量が少なかったか、そのどちらかですが、発現しなかった、再現性がなかったことでそこまでは不明となっています。

ただ、23か月齢と若い牛に非定型BSEが出た当時は21か月齢の定型BSEも発生しています。このようなことから飼料との関連性を否定するものではないことです。したがって、非定型BSE対策としては飼料規制の継続、そして高齢牛の検査が必要であると指摘されたことをご報告させていただきました。

(スライド21)

このような説明に対しまして専門委員からのご意見ですが、プリオン病の研究は今後も継続・推進することが必要である。非定型BSEについては不明な点があるものの、定型BSEの対策を適切に行うことが非定型BSEのリスク管理にも有効であるといった意見をいただきました。

(スライド22)

もう一点、第3回でご説明したところですが、アンケート結果です。北海道は4月にアンケートを行いまして、その報告をさせていただきました。

1点目は、都府県に対するBSE検査の方針に関するアンケートです。牛のと畜を実施している43都府県にアンケートを行いましたところ、全頭検査を止める方向で検討中が40、未定が3でありました。

流通業界に対しましても「と畜場におけるBSE検査に関する意識調査」を行いました。全国及び関東圏に展開する大手スーパーマーケットに照会し、回答があったのは34社です。日本がと畜場における検査対象月齢を科学的根拠に基づき世界基準に合わせていくことについて、79.4%が理解すると回答されました。

(スライド23)

この説明に対しまして専門委員会からの意見として、BSE対策の一部を見直したとしても、科学的に必要と判断される安全に係る対策については今後も継続されることについて、道民に対してわかりやすい説明や丁寧な周知が必要であるといった意見をいただきました。

(スライド24)

これも北海道食の安全・安心委員会からいただいた提言です。

4月24日のBSE専門部会の中で提言案がつくられまして、これをもとに同じく4月24日に開催されました北海道食の安全・安心委員会で委員の方々に審議をいただきまして、議論、修正を加えた形ででき上がった提言です。左のほうが本文、右のほうが参照文献一覧です。

(スライド25)

こちらを拡大しますと、上・中段ですが、上のほうにつきましては取りまとめに当たった背景です。これまでの状況あるいは、11年間新たな感染がない、OIEの状況、非定型につきましては、飼料規制の徹底と感染リスクの高い高齢牛の検査によりリスクは極めて低く抑えることができると考えるといった総合的な意見を踏まえて、以上の点を総合的に考慮すると、以下に記載する付帯事項の遵守を前提として、と畜場におけるBSE検査については全頭を対象とする必要性は認められないという考え方。

(スライド26)

下のほうの付帯事項ですが、1番目としては、全国同一のリスク管理に取り組むこと。

2番目としては、BSE対策の有効性について、道民だけではなく広く消費者に対して丁寧な説明を行うこと。

3番目として、安全にかかわる新たな問題が確認された場合は国への対応を求めること。

4番目として、国と道は今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について説明すること。これは、ロードマップについてです。

5番目として、非定型BSEを含めた調査研究を推進すること。

この5点について、遵守を前提として見直しに対する提言をいただいたところです。

以上です。

○司会(道農政部畜産振興課):

ただいまの奥田家畜衛生担当課長からの説明につきまして、ご質問等ある方は挙手をお願いします。

お手元にお配りしました資料の何ページのこのところというような具体的な細かい内容でも結構ですので、せっかくの機会ですのでご質問等ある方がいらっしゃればお受けしますが、いかがでしょうか。

それでは、フロアからはご質問がないことで、最後にも各説明を通しましてもう一回ご質問等いただく機会を設けますので、その際にはぜひよろしくお願ひします。

では、1番目の説明はこれにて終了させていただきます。

続きまして2番目の説明事項ですが、「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要」というテーマで、内閣府食品安全委員会・前田評価調整官からご説明をお願いします。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

ただいま紹介いただきました内閣府食品安全委員会事務局評価課の評価調整官をしています前田と申します。本日は「北海道におけるBSE対策に関する説明会」にお招きいただきまして、このようにリスク評価の内容を説明させていただく場を与えていただきまして、北海道の関係の方々にお礼を申し上げます。

私は、この5月13日に評価結果を厚生労働省に通知しました我が国の検査対象月齢の引き上げの内容について説明をさせていただきたいと思ひます。

(スライド1、2)

まず最初にリスク分析の考え方ですが、私どもは食品安全委員会で、食品の安全を守るために食べても安全かどうかを調べて決めるというリスク評価を科学的に行う部署です。そしてこれを受けて、厚生労働省の温井さんからも説明されますが、リスク管理措置というもの、食べても安全のようにルールを決めて監視するのが厚生労働省の役割で、平成15年に食品安全基本法ができてからこのリスク管理とリスク評価を分離することを行っていますが、ともに情報交換を行いながら本日のようなリスクコミュニケーションを進めていこうという形で進めているところです。

(スライド3)

平成23年、ですから一昨年12月にこのたびのBSE対策の見直しについて厚生労働省から評価要請がありました。そして、一部、前半部分につきましては昨年の10月に評価済みです。内容としましては国内措置と国境措置がありますが、国内措置の検査対象月齢を20か月齢超から30か月齢超に引き上げて大丈夫かどうかと、特定危険部位、牛のSRMの範囲ですが、頭部と脊髄、脊柱について全月齢から30か月齢超に変更した場合のリスクの比較で、30か月齢以下の頭部とか脊髄、脊柱をSRMから外してもいいかどうか二つ目です。

国境措置につきましては、アメリカ、カナダ、フランス、オランダ、そして、今年の4月にアイルランドとポーランドの評価要請もいただいておりますが、その月齢制限として、その時はアメリカ、カナダは20か月齢までの牛しか輸入できなかったことですが、30か月齢までに広げていいかどうか。そして、フランスとオランダはBSE発生国だったこともありまして輸入禁止でありましたが、30か月齢までの牛肉を輸入してもいいかどうかのリスクの比較で評価しています。

(スライド4)

そして最後につきましては、国内措置と同様の見直しをした時のリスクを比較するところです。それにつきましては昨年の10月に評価を返したところです。

今回、5月に評価を返したものは国内措置の検査対象月齢、1の(1)です。これを20から30に上げるのは10月でしたけれども、30からさらに引き上げた場合のリスクを評価するというものでありまして、後ほど説明するような形で今回48か月齢超という形で答えを出していますが、これは検査の対象ですので、国境措置の月齢制限、すなわちアメリカ、カナダ、フランス、オランダなどからの輸入月齢のことを議論したものでもありません。そして、SRMの範囲を議論したものではないところです。そして、国内措置の検査対象月齢の引き上げについて今回、評価結果を返したところです。

(スライド5)

評価の基本的な考え方ですが、国内措置の検査対象月齢、国境措置の輸入月齢制限、それをさらに引き上げた場合のリスク評価というふうな考え方でありまして、基本的には5カ国についてこの基本的な考え方で進めていくところですが、日本の国内措置においてデータがそろっていること、そして日本をモデルケースとして検討したことから、まず日本の評価を先に開始したことで、この国境措置の月齢制限についてはまだ宿題が残っていますので、国内措置の検査対象月齢を先行して評価を行ったというものです。

その内容としましては、定型BSEの制御を基本として評価したこと、そして、評価対

象国において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているかを判断基準としたことでありまして、その結果、さらなる検査月齢の引き上げが可能かどうかを評価したというものです。

(スライド6)

評価項目ですが、出生年月で見たBSE最終発生時からの経過年数ところです。このあたり、最後に摘発された牛というのは平成21年、2009年の1月ですが、日本で発生した36頭のうち一番最後に生まれた牛でBSEが発生したのは平成14年、2002年の1月生まれのところですので、今日はその話が何度か出てきますが、出生年月で見たBSE最終発生は2002年1月ところです。

そして、交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数で、日本においては公的に肉骨粉を飼料に使ってはいけないとされたのが2001年の10月ですので、日本の場合は10月と翌年の1月で3か月の差がありますが、そこからの経過年数も評価の項目として考えたところです。

そして、BSE対策の実施状況で、侵入リスクや曝露リスク、増幅リスク、そういったことの対策の実施状況もそれぞれ遵守状況を踏まえて検討をしたところです。

その評価としまして、ある年月以降の出生コホート、同じ出生年月の牛の群のことを公衆衛生などの用語でコホートといいます。そのコホートについてBSEが発生する可能性が極めて低い水準になっているか否か、これをまず評価をし、そして、極めて低いと判断された場合に一定期間検査を継続することについての経過的措置が必要かどうかの検討を行うという、この2段階で行ったというものです。

(スライド7)

こちらの図が今回の評価で一番よく使われる図で、説明の時にも丁寧に説明しているものですが、出生コホート、すなわち出生年月が同じ牛群のコホートにおけるBSE検出のイメージです。縦軸が月齢、横軸が出生後経過年数でありまして、この斜め線がこう来ているのは、2002年1月とか1996年4月とか同じ年月に生まれた牛がだんだんと年をとっていく。そしてと畜されてBSE検査をする。その時の月齢がこちらで、それをプロットしたのがこの集団です。これが仮に感染があった場合は、同じ年月に生まれた牛をどんどんと畜していく中で少しずつBSEの陽性が出てくる。これは感染があった場合です。その時に、95%のBSE感染牛が検出される時期、この時期が非常に重要だ。日本の場合は今回11年という評価結果を出していますが、11年の間に95%の陽性の牛が検出される。逆に言いますと、11年を超えてから陽性が検出される率は5%未満のところ。ただ、この出生コホートの考え方は、この牛のコホートがBSEプリオンでかなり汚染されている状況でこれだけ出てくるところです。

出生コホートBは、上は陽性ですが、この白い丸は陰性です。こちらはほとんどBSEプリオンの感染を受けていない牛群ですが、その牛群も同じようにどんどん年をとって、そしてと畜される時に検査をする。その時に陰性だったら白丸をプロットする訳です。そして、この陰性のプロットをずっと重ねていって11年たちます。その時に陽性牛が全く確認されず陰性ばかり検出される。そういう場合に、その11年の間に検出されなければ、11年以降にこの赤い点がこの中に出てくる確率はほとんどないことで、その出生コホートに今後BSEが発生する可能性はほとんどないという考え方です。

ですので、このコホートAとコホートBのBSEの汚染状況というのはまるっきり違う状況ですので、日本においては2002年1月に生まれた牛が最後の発生牛ですが、それ以降は検査の結果ずっと陰性を重ねてきている状況です。

(スライド8)

こちらが必要な検証期間の話ですが、EUにおけるBSE感染牛、これはかなり発生していますので統計的なデータとしても非常に豊富だということで、1994年から99年に生まれたコホートのデータに基づきますBSE感染牛の摘発年齢分布の推移が示してありまして、満11歳になるまでに96.9%、約97%が摘発されるところです。

そして左のほうですが、若い牛でも摘発されるかどうか見ますと、4歳で摘発されている率が2%のところ。これはまた後ほど出てきますが、4歳までに摘発されることもほとんどないですし、11歳以降に摘発されることもほとんどないことですので、5歳から10歳までの間にほとんどのBSE感染牛は摘発されているところです。

同様にフランスにおけるBSE感染牛の推定摘発年齢ですが、95%の牛が摘発されるのが10.6歳でありまして、大体11年でほとんどの感染牛は摘発されることがこの棒グラフから解るところです。

(スライド9)

そして、日本におけると畜時の年齢ですが、乳用種、交雑種、肉用種などがありまして年間のと畜頭数が120万頭ほどありますが、120か月齢、10歳以下でと畜される牛は全体の95.8%です。

(スライド10)

次に検証期間③ですが、いずれの場合も11年経過すれば、あるコホートにおいてほとんどの牛のBSE発生状況を確認できるということです。

そして、豊富なデータに基づくEUにおけるBSE感染牛の摘発年齢分布の推定では11年で96.9%が検出される場所ですので、BSEの発生が11年間確認されていないことをもって判断をすることと、BSE感染牛の出生年月で見た最終発生時点を起点として検討していこうというのがこの検証期間。飼料規制が本当に有効だったかどうかを検証する期間としては11年が必要ではないかという予想の一つ至ったところです。

(スライド11)

出生コホートごとの検査による検証率というグラフです。

これもわかりづらいグラフになっていますが、生まれてからの年数と月齢です。例えば2002年1月に生まれた牛が1年後、2年後、3年後というふうに年をとってくると経過年数も経てきますので、同じコホートはこの線上にと畜された牛が出てくる場所です。先ほどのEUのデータに基づきますと、11年経過後の検証率は96.9%、10年経過時の検証率が94.3%、9年経過時だと89.8%というふうな形で、そのコホートがBSEプリオンに感染しているかどうかの検証率が横に示されている場所です。ですから、11年、10年、9年、8年、7年と経るにつれて、まだと畜されていない牛がありますので検証率はだんだん下がってくるというのが一つです。この色は、BSEプリオンに感染していたら、その確率がより高いと思われるものを濃く描いてありまして、だんだんとその可能性が低くなっているものを薄く描いてありますが、年をとるとともに各出生コホートの感染リスクは色が薄くなっていることを考えますと、減少していると。

すなわち、最終発生の牛と同じコホートはもしかしたらまだ感染している可能性が高いかもしれませんが、そこからどんどんとコホートが若くなっていくにつれて感染リスクは減少していくと。ただ、だんだんと色は白くなっていくのですが、白いと推定するのに足る検査による検証率は低下していくことがありますので、この検証のための経過措置が必要ではないかというような議論になったところです。

(スライド12)

BSE対策の実施状況ですが、日本における生体牛のリスク、そしてSRM及び食肉のリスクにつきまして内容に沿って17項目について検討をしています。詳細は評価書の中に記載がありますが、それぞれ17項目について2段階から4段階で評価を実施したと。肉骨粉について発生国からの輸入禁止措置が取られているかどうか、スタンニングやピッシングに対する規制措置が行われているかどうか、そういったことを厚生労働省からいただいた資料をもとに詳細に検討をしていったところです。

(スライド13)

その結果、17項目中16項目が二重マルの評価でありましたが、1項目だけ4段階の上から2番目のマルです。その内容はレンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率という項目でありましたが、そちらにおきましては飼料用肉骨粉に牛由来のたん白質が混入していた事例が1件だけあったところです。ただ、その事例につきましては飼料として利用されることなく焼却されたことで、フードチェーン上流からの複数多段階の監視措置が有効に機能していると評価されたところです。

そしてまた、2002年1月生まれの1頭を最後に、それ以降11年にわたりBSE感染牛は確認されていないことで、BSE発生を制御するための日本の飼料規制等が極めて有効に機能していることを示すものと考えられることと、各段階における総合的なBSE対策の実施により、日本においてはBSEは制御できるものと判断されるという評価をしたところです。

(スライド14)

そして、BSE対策のところですが、BSEプリオンの他の国からの侵入リスクは極めて低いレベルということ、国内でプリオンが増幅するかどうかについても、反すう動物用飼料への動物由来たん白質の使用禁止、飼料製造施設・ラインの分離などによってリスクは極めて低いレベルであること、曝露リスクの低減措置でSRMの除去・焼却を義務づけていること、ピッシングを禁止することで、リスクは無視できる程度の極めて低いレベルにあるという評価がされたところです。

(スライド15)

こちらは何度か出てきていますが、日本における36頭発生したBSE検査陽性牛の確認時の月齢が縦軸、横軸は確認した年月です。この牛が2002年1月生まれですので、出生年月で見れば一番遅いのは21か月齢で、大体2002年1月生まれの牛です。そこで、最終摘発が2009年1月ですが、これは2000年生まれですので、コホートで見るとこの牛が一番遅いところです。そして、この2002年1月生まれの牛ですが、その翌月の2002年2月以降に生まれた牛はBSE検査陽性牛は見つかっていないところですので、今は2013年5月ですから、2002年2月と3月と4月、この三つの分のコホートについては11年間検証した結果、BSE陽性牛は一頭も出ていないところです。それは、日本が肉骨粉の使用を法的に禁止

したのは2001年10月ですので、この飼料規制等が極めて有効に機能していると評価されたところではあります。

(スライド16、17)

評価結果ですが、BSEプリオンにつきまして、輸入規制による侵入リスク低減措置、増幅リスク低減措置、曝露リスク低減措置が適切に取られていると。そして、牛と人のBSEプリオンに対する感受性の違い、種間バリアと言われていますが、そういったものも存在すると考えますと、特定危険部位を除く牛由来の牛肉及び内臓の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのバリエーションCJD、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発症の可能性は極めて低いというのが評価結果の一つ目です。

(スライド18)

ですので、2002年1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には11年にわたりBSEの発生は確認されていませんので、BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんどが検出されると。これはEUの先ほどの棒グラフで出ておりましたが、そのことから考えますと、今後BSEが発生する可能性はほとんどないというのが一つの結論です。

(スライド19)

評価結果の三つ目ですが、そうはいっても11歳未満の出生コホートは発生の確認のための期間が十分とは言えない。先ほど検証率が96.9%、94.3%とか出ましたけれども、これが95%に行っていない限りはまだ確認の期間は十分ではないことで、当面検証の継続は必要だろうというのが評価結果の3点目です。

(スライド20)

そして結論が、国内措置の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断したと。ここは飛躍があると思われませんが、先ほどの「検証の継続は必要」で、ではこの検証はどういった月齢を対象に継続していくかということから、その結論はこちらですが、その理由が次のスライドです。

(スライド21)

まず一つ目が発生確認最低月齢で、今回の日本とアメリカ、カナダ、フランス、オランダ、それぞれの国の一部の例外を除いてBSE検査陽性牛は48か月齢以上で発生しているところではあります。

そして、EUにおけるBSE発生実績からの推定で、BSE検査陽性牛のほとんど、約98%が48か月齢以上で検出されると推定。先ほどEUの棒グラフがありましたけれど、4歳のところの高さが2%でありましたので、残りの98%は48か月齢以上で検出される場所です。

そして、経口投与実験。これは10月の評価の時も出ておりましたが、BSE感染牛の脳組織を口から投与するという実験ですが、投与後44か月目、すなわち、4か月位の子牛に投与実験をしますと、48か月齢相当以降に異常プリオンたん白質が検出されたというのが3点目です。

そして潜伏期間の知見ですが、BSE感染牛の脳組織を1グラム経口投与する実験によるBSEプリオンの感染というのは、イギリスにおいてBSEが非常に流行していたころの感染状況の割と高いほうの値と言われています。今の日本の感染状況はそれより低いと考えますと、BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという感染実験の

知見で、今の日本の感染の状況でいけば、仮に感染があったとしても1グラムというほどのものではないことですので、この潜伏期間は現状の日本ではもっと長くなるのではないかと推定されることでありまして、この四つの観点から、検証を継続するとした時の検査対象月齢としては48か月齢超でもいいのではないかという評価を行ったところです。

(スライド22)

そして、非定型BSE等への対応ところです。この「等」のほうは超高齢牛の話ですが、2001年10月の飼料規制よりも前、それから最終発生の2002年1月よりも前の牛がまだ生存していますが、その中には、極めて低い確率とはいえBSEに感染している牛が残っている可能性があるのではないかということ。あとは非定型BSEですが、こちらにつきましては6.3歳から18歳まで確認されていると。そして、ほとんどが8歳以上の高齢牛で極めてまれに発生していることから考えますと、48か月齢、4歳以上の牛を検査すれば超高齢牛も非定型BSEも両方ともカバーできるのではないかというのが非定型BSE等への対応です。

こちらは参考ですが、昨年の10月の評価結果を1枚にまとめたものです。この時には国内措置、国境措置ともに、検査対象月齢を30か月に上げて、SRMの範囲を30か月齢超に上げて、輸入月齢制限を30か月に上げて、現状とのリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとされたものです。この時は、30か月まで上げた時の影響はどうかというふうな評価要請が厚生労働省からありまして、それに対する答えです。

今回の5月に答申した内容は、この国内措置と国境措置の検討が終わった後に、さらにその月齢を上げていった時の影響はどうかで、日本の検査対象月齢を今度は30か月齢から48か月齢以上にしたという内容ですので、そのあたり誤解のないようにしていただければと思います。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○司会(道農政部畜産振興課):

ただいま前田評価調整官にご説明いただきました内容につきまして、ご質問等ありますでしょうか。

○質問者A:

どうもありがとうございました。非定型のBSEの件で質問させていただきます。

22番で非定型の発生がほとんど8歳以上になっていましたが、先ほどの15番のグラフでは非定型が一つで、2歳ですね。だから、非定型のグラフが何かあって、それを受けて22番のような結論ならまだ解るのですが、何かあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

先ほどの日本の23か月齢の非定型ですが、この症例につきましてはかなり詳細に検討はされたところですが、感染性も伝達性もほとんどないことで、普通のBSEに比べて1,000分の1以下であることが評価されています、それでこの例も非定型と書かれていますが、この上の非定型に比べると感染性は全然違うことで、この21か月齢、23か月齢については日本の検討会の中ではかなり議論されてきたところですが、いずれも普通のほかのBSEに比べて感染の程度は1,000分の1以下であることが証明されたものです。ですので、こ

の事例を除いてよく検討しています。それ以外ですと6.3歳から18歳が非定型BSEの牛の月齢で評価されています、今回はその結果を踏まえて、48か月齢以上の牛を検査すれば非定型BSEでも伝達性のある非定型BSEは検出可能ではないかという結論が得られたところです。

○司会(道農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

○質問者A:

よく解らないのですけど、22番では、ほとんどが8歳以上の高齢の牛で極めてまれに発生するという、そういうご判断に至ったバックデータというか何かがないのでしょうか。15番と比べてみると、どこで8歳というのが出てきたのかなというふうに思っていますので、疑問は解消されていません。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

15番のグラフは日本でのBSEの発生状況で、36頭いて、そのうちの2頭が非定型で、そのうち1頭の23か月齢の非定型BSEにつきましては、延髄門部における異常プリオンたん白質の蓄積が定型BSE感染牛と比較して1,000分の1程度とされていると。そして、BSEに感染しやすくなるように遺伝子を改変したマウスを用いた脳内接種による感染実験を2世代にわたって実施しても感染性が認められなかったことから、人への感染性は無視できると判断したというのがこの事例です。

そこで、先ほどの6.3歳から18歳というのは日本以外、主にフランスでよく検討されているのですが、大体60頭位今まで全世界で非定型BSEと判断された事例があります。そちらにつきまして検討しましたところ、ほとんどが8歳以上だったと。ですから、この図は日本の発生状況のみでありまして、他の国の非定型の事例ばかりを集めたデータをもとに考えましたが、先ほどの非定型の牛群が6.3歳から18歳が多い。で、6.3歳というのが一番若いのですが、下から2番目も6.3歳位、その次が8歳位で、この六十幾つかの事例で見た時に8歳以上のものがほとんどだったというのがもとで、先ほどの「ほとんどが8歳以上の高齢の牛で極めてまれに発生」と。ですから、これは日本だけの事例ではなくて、全世界の非定型BSEの牛についてのデータとところです。

○司会(道農政部畜産振興課):

ただいまのご説明でよろしいでしょうか。

○質問者A:

グラフはないけれども、フランスを含めた世界的なデータをもとに22番の結論にしたことですね。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

はい。そうです。

○質問者A:

それを言ってくればいい。ですから、何を見てこうなったのかというのは解らないですよねという話ですよ。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

はい。すみません。

○質問者A:

何か解らないけど、そうだということだということはわかりました。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

すみません。北海道の奥田ですが、今の説明では多分物足りないだろうと思います。先ほども言いましたけれども、我々、BSE専門部会で非定型についてやっぱり知らないことが多いだろうということで、4月24日の第3回BSE専門部会では結構詳しい資料をつけて説明しています。ホームページで検索していただければ、道の畜産振興課のホームページにBSE専門部会の資料と全文を載せています。

そこで結構詳しく載せています、ちょっと補足しますけれども、ほとんどが6.3歳から18歳というのがありまして、「ほとんど」とは何ぞやというのは安全・安心委員会でも議論がありました。そこで専門家の北大の堀内先生がおっしゃっています、2例ありました。1例が日本の23か月齢、もう一例は恐らく60か月齢だと思えますというような発言がありました。で、この2例を除いて、ほとんどがこの範囲内に実際にある。世界的に70例弱あるのですが、そのデータをまとめると、この2例を除けば高齢というもの。

フランスで一番発生がありまして、発生の経過を見ますとみんな高齢だということで、基本的には高齢のものになる。そこで、発病することがありまして、出方あるいは遺伝子型から見ると、人の孤発性のいわゆるプリオンと非常に似ているような感じで、孤発性と考えるのが妥当であろうと。

なおかつ追加試験というのがありまして、実験感染もやられています。日本の23か月齢は感染性がなかったのははっきりしているのですが、この孤発性のものを実験感染で遺伝子改変マウスを使っていろいろ行っていきますと、非定型を感染させていくと伝達する過程で定型、いわゆる通常のBSEに変わっていくことで、いわゆるBSEと今まで言われている定型につきましては、孤発性非定型が突然発生して、それが飼料を介して感染を重ねるうちに定型BSEになったのではないかという説がかなり強くなってきていると言われていています。定型を摂取していても非定型には変わらないですが、非定型を伝達させていくと定型に変わっていくのです。非定型というのは孤発性であろうという説がかなり強くなってきているというのが事実です。

先ほども言いましたけれども、23か月齢は伝達性がなかったのですが、同じく21か月齢についても伝達性はありませんでした。若い牛につきましては、先ほど感染しているかどうか解らないと言いましたけれども、たまたまちょっと量が多くて捕まえることはありますが、これは、検査で陰性だけれども潜っていたプリオンと、たまたま捕まったけれども感染性がなかったプリオンとの差はないというような見解もあります。そういったことをまとめて非定型につきましては、特に若い牛については、万が一すり抜けがあつたとしてもSRMを除去することによって人への影響はないといったような結論になったように私は理解しています。

すみません。ちょっと余計なことを言ったかもしれません。失礼しました。

○司会(道農政部畜産振興課):

ほかにご質問等ありますでしょうか。

はい、どうぞ。前の方。

○質問者B:

この非定型BSEの問題ですけれど、23か月齢で見つかったという、これは要するに従

来は全頭検査を実施していたからこういうデータもとれたことだと思うのです。これが、例えば48か月以下については全く検査をしないことになった場合に、そういったものが紛れていても全く解らない、確認する手段がなくなってくることでもあるのではないかと。

もう一つ。SRM、要するに危険部位の除去ですが、この辺についても除去されたものの処分というの、30か月超の部分については従来どおりだけれども、それ以下について緩めるような話がありました。今、たしか。頭部とかについてはよろしいというような雰囲気聞こえたのですが、この辺について、従来は、今もそうかもしれませんが、結局、若い牛について陽性反応がつかめないという状況というか、あらわれにくいという状況だと思うのです。したがって、そういう中で30か月齢未満のSRMを緩和していくというのはちょっとどうなのかなという気がするのですけれど、その辺についてご説明いただきたいと思います。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

まず前段の、若い牛について検査をしていたので先ほどの21か月齢とか23か月齢が見つかったのではないかとという点です。こちらについても今回、評価結果において、ご意見・情報の募集の結果91通いただいたところですが、その中でも同様の意見があったところです。そして、48か月齢以下のBSE検査についての食品安全委員会の見解としては、今回、BSEの感染状況や輸入規制措置、飼料規制、食肉処理工程における措置、それからBSE感染における牛と人との種間バリアなどの科学的知見を踏まえると、国内のと畜場における検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても人への健康影響は無視できるという評価をしたことありまして、48か月齢以下の牛に対するBSE検査は安全確保策としての意義はないという結論を示しているところでありまして、先ほどの48か月齢超にする四つの理由がありますが、この四つの根拠から、48か月齢超にしても人への健康影響については無視できるという結論が1点です。

それから、SRMの緩和についてですが、こちらは昨年10月の評価結果を踏まえたものですが、SRMの範囲、頭部とか脊髄、脊柱についても全月齢をSRMとして除去するというものと、30か月齢以上の牛の頭部、脊髄、脊柱をSRMとして除去する、そういった場合のリスクを比較しているところですが、その時のリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できることで科学的には結論が出たことありまして、その若い牛の頭部とか脊髄、脊柱においてプリオンが存在することはほとんどないことから科学的に結論が出されたというものです。

○司会(道農政部畜産振興課):

ただいまご回答をいただきましたが、どうでしょうか。よろしいですか。

○質問者B:

自分自身としては何となく危険性を感じないものですが、今の説明は確かに科学的にはこうだということなのでしょうけれども、結局、陽性としての反応が出にくい若年齢牛という、そういう性格が、これからまた科学が発達していけばもっと確実にそういったものを見分けることができるようになるかも解らない訳ですね。

そこで、結局、現状では確かにそういう見方したできないのかもしれませんが、消費者として考えた場合には、口に入れるものから、そういった意味では何となく不安も感ずるというのが私自身の気持ちです。

それと、もう一つ。SRMで除去したものの処理の問題ですが、今、牛由来のものについては一切他には流用しないで焼却処分になっています。ただ、肥料としての活用という形になるのですよね。ここについては、例えば畑にまいた肥料が何らかの形で牛の口に入ってしまうというようなことはないのかどうか。その辺はどういう判断をされているのか聞きたいのですけれど。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

肥料の件につきましては、少なくともこのSRMの範囲は全月齢とか30か月齢以上に変わる訳ですから、そのSRMの範囲となっているものは肥料に使うことは以前から認められていませんし、今も認められていないところです。

ただ、今回、牛の肉骨粉のうちSRMから外された若い牛の脳とか脊髄、脊柱を果樹園等で肥料に使うことにつきまして、今年の2月に農林水産省から評価の要請がありました。そして、農林水産省が導入しようとする肥料を飼料にまぜない、飼料への流用・誤用を防止する管理措置がとられることを前提とする限りにおいては、その肥料が人に及ぼす影響は現行の肥料と変わるものではないという旨の回答をしているところですので、SRMから外れた脊髄とか脊柱、頭部につきましては、牛の口に入らないように十分な管理措置をとっている限り果樹園などで使う分には大丈夫だということは評価結果としては示しているところです。ただ、それは農林水産省のほうで厳重なリスク管理措置をとることを前提としたものです。

○司会(道農政部畜産振興課):

次の演題もあります。最後にも通してのご質問等いただきたいと思いますので、まずはこの演題につきましてはこれで終了させていただきます。

前田さん、ご苦労さまでした。

最後の演題になりますが、「牛海綿状脳症(BSE)検査の見直しについて」というタイトルで、厚生労働省監視安全課の温井乳肉安全係長よりご説明します。

お願いします。

○温井乳肉安全係長(厚生労働省監視安全課):

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の温井と申します。私からは、牛海綿状脳症(BSE)検査の見直しについてご説明をします。どうぞよろしく申し上げます。

(スライド1、2)

今日お話しする内容ですが、まず対策の概要をお話しします。そして、再評価の実施の経緯についてお話しします。食品安全委員会からの食品健康影響評価を踏まえた対応の案をお伝えします。あとは、見直しのスケジュールについてご説明します。

(スライド3、4)

まず対策の概要です。

これまでも見たことがある図かとは思いますが、国産牛のBSE対策の概要になります。対策の前提は、もちろん飼料規制です。先ほど来お話があるとおり、肉骨粉禁止というのがこの対策のまず大前提となっています。生産段階における対応と、と畜場、食肉販売における対応がありまして、生産農場での対応としましては飼料規制と家畜保健衛生所で行われている死亡牛検査があります。と畜場段階、食肉販売の段階では特定危険部位の除去と脊柱の規制を行っています、あとは食肉衛生検査所においてBSE検査を行ってい

ます。

(スライド5)

BSE対策の経緯についてお話しします。

今回お話しします内容は国内措置のBSE検査対象月齢なので、一番左側のものになります。厚生労働省で行ったBSE対策全般の見直しはこのトータルの1枚の紙になるのですが、今回お話しするのはこちらの話になります。

国内での1頭目のBSE感染牛の確認が平成13年9月で、10月から全頭検査が行われています。で、平成17年1月に一度見直しを行いまして、この時に21か月齢以上についてBSE検査をするように改正をしました。ただ、この時には検査の継続が実際にはされまして、BSEのスクリーニング検査を各自治体が行う場合に国庫補助を行っているのですが、この国庫補助を全頭検査から21か月齢以上に変えますと言った際の検査現場の混乱だとか市場の混乱を懸念する声もありましたので、3年間の経過措置を置いたのですが、3年間の経過措置の後、今もなお各自治体の自主検査という形で全頭検査が行われています。

平成25年4月には30か月齢超に見直しを行っているところです。これは安全委員会の評価を受けて見直しを行ったのですが、21か月齢以上に対して行っている国庫補助をこの段階では継続することとして、さらに月齢を引き上げた場合、つまり今回の48か月齢超に引き上げた場合に国庫補助を見直すことをこの段階で各自治体にはお伝えしていたところです。

(スライド6)

BSE検査頭数ですが、平成13年度から検査が行われて平成24年度まで合計で1,400万頭の検査が行われました。BSE感染が確認されたのは36頭で、このうち、と畜場で確認されたのが21頭になります。見ていただいて解るとおり、これは発生時のものですが、発生時点で考えますと4年間、BSE検査では陽性牛は見つかっていないことがわかります。

なお、国庫補助について先ほどからお話ししていますが、平成13年から国庫補助を行いまして、これまで約200億円、BSE検査、スクリーニング検査に補助を出しています。平成13年に検査を始めたばかりのころは海外の検査キットなどを使っていたこともあって検査キットの単価がかなり高いことがありました。ただ、今では国内のメーカーが作った検査キットなどを使っていますので単価自体はかなり下がっているのは事実です。近年では、昨年のお話をしますと約4億円程度、21か月齢以上の牛に対して検査をしてくださいということで自治体に国庫補助をしている訳です。

(スライド7、8)

再評価の実施の経緯についてお話しします。

こちらは奥田課長からもお話がありましたが、1992年の3万7,000頭というのが世界のBSE発生の最大のピークですが、世界的にその原因と肉骨粉の飼料規制が行われた結果、毎年その発生頭数がどんどん減っていった、直近の2012年には21頭確認されています。この21頭については、BSE発生の原因となったと考えられるイギリスにおいても当初は3万7,000頭だったものが、2012年には3頭で、かなり減っていることが解ると思います。

(スライド9)

BSE対策の再評価についてです。

お話ししましたとおり、国内外での飼料規制などの対策の結果、BSEの発生数は大き

く減少しまして、リスクが低減していることがわかります。世界では、発生ピークの1992年に約3万7,000頭だったものが、2012年には21頭とかなり下がっています。また、国内では平成15年、2003年以降に出生した牛からはBSE陽性牛は確認されていません。2003年以降というのは、先ほど来お話があるとおり平成14年1月に生まれた牛が最後なので、平成15年以降に生まれた牛からは出ていないことです。

このような背景を踏まえまして、平成13年10月のBSE対策の開始から10年間が経過したことで、最新の科学的知見に基づいて国内の検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととしまして、平成23年12月19日に食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したことです。いってみれば、低下したリスクに応じた管理措置はどうあるべきかというのを安全委員会に評価依頼をしたことです。

(スライド10)

食品安全委員会への諮問の内容ですが、これは先ほど食品安全委員会の前田評価調整官からお話がありましたので省略しますが、アイルランド、ポーランドについても、米国、カナダ、フランス、オランダの後、今年4月の頭に諮問をしています。アイルランド、ポーランドはBSE発生国なので今は輸入禁止措置が取られていますが、これを評価依頼をしているところです。

(スライド11)

安全委員からの答申、1次答申と私たちは言っていますが、これは平成24年10月にいただいたものです。国内措置と、国境措置として米国、カナダ、フランス、オランダについての評価をいただきました。どれもリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという回答をいただいています。

これについて厚生労働省では見直しを行いまして、国内措置については4月1日で検査対象月齢を30か月齢超に引き上げました。国境措置については、2月1日で米国、カナダの輸入条件を20か月齢以下だったものを30か月齢に引き上げて、フランス、オランダの輸入禁止措置を30か月齢以下にしました。

なおオランダについては、30か月齢までという評価をもらっていますが、オランダ側は子牛肉だけを日本に輸出したいという意図があって、12か月齢以下で構わないことなので、輸入条件では12か月齢になっています。

(スライド12)

食品安全委員会からの2次答申を平成25年5月にいただきましたけれども、この中で、と畜場における検査対象月齢を48か月齢、4歳超に引き上げたとしても人への健康影響は無視できるとなっています。

(スライド13)

OIE、国際獣疫事務局の「無視できるリスク」の国の主な条件というのがあります。

1番目は、過去11年以内に自国内で生まれた牛でBSEの発生がないこと。これは、先ほど説明がありましたが、日本のBSE感染牛のうち最後に生まれた牛は平成14年1月13日生まれなので、平成25年1月14日に11年が経過しました。

2番目に、有効な飼料規制が8年以上実施されていること。これは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく飼料規制が平成13年10月から行われているので、平成21年10月に8年が経過しました。

このようなことを踏まえてO I Eが評価して、平成25年5月下旬のO I E総会において日本は「無視できるリスク」の国、要は清浄国として承認される見込みとなっています。つまり、日本におけるB S E対策の効果が認められて検証されたことだと思います。

(スライド14、15)

食品健康影響評価を踏まえた対応(案)になります。

今回の2次答申が平成25年5月ですから、これを踏まえてB S E検査対象月齢を30か月齢超から48か月齢超に引き上げることを考えています。SRMの範囲については平成24年10月の1次答申で既に改正していますし、また、これは食品安全委員会に諮問したものでないですから今回この部分は何もないですが、SRMの範囲については変えるものではありません。

(スライド16)

全頭検査の見直しについてですが、国産牛肉は科学的な見地から安全との判断が出されています。このような判断が出されている状況にもかかわらず公費によって全頭検査を継続することは、検査をしていない牛肉は危険ですというふうな誤ったメッセージにつながる恐れがあります。また、一部の自治体が全頭検査を継続する場合、市場に検査等をしていない牛肉が混在することとなり混乱を招く恐れがあります。こうした混乱を防ぐために、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには全自治体で全頭検査を見直すことが必要と私たちは考えました。

なお、全頭検査の見直しを検討している地方自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整してほしいという要望もありました。

このようなことを踏まえて平成25年4月19日に、B S E全頭検査一斉見直しを依頼する通知を農林水産省と連携しまして地方自治体に発出したところです。もちろんそれだけではなく、厚生労働省としましては、各自治体が一般の方、実際に生産されている生産団体の方、そういった方々に対する説明会をする際に、自分たちだけではなく国の職員、要は厚生労働省職員を含めて説明会をしてほしいという要望もありますし、私たちも広く国民に対して丁寧な説明をする説明責任があると思っていますので、各自治体からの要請を受けて今このように説明会に足を運んでいるところです。

要望としては、今、25自治体位から厚生労働省職員を派遣してほしいという依頼があって、全てを受けているところです。厚生労働省でも東京と神戸で国主催のリスクコミュニケーション、要は説明会を行っている訳ですが、やはりそれだけではなくて、各自治体においてこのような場で説明していただいたほうが、国の人間が一方的に各地方を回ってこのような対応をしますと言っても、国の人間が何を言っているのだと怒られてしまいますので、やはりここは各自治体がそれぞれの言葉でわかりやすく地域の皆様にお話ししていただくことが重要と考えています。厚生労働省で作成した資料、こういうパワーポイント資料などもそうですが、こういうものをお配りして説明会で使っていただくようお願いをしているところです。

(スライド17)

月齢別のと畜頭数です。

これは平成23年度のデータで、これが食品安全委員会の1次答申でいただいた30か月齢の線ですが、これですと、青い点線の和牛を見ていただくと、ちょうど和牛の出荷月齢を

真っ二つに割るような状況になってしまいます。これが2次答申の48か月齢になると、和牛の出荷月齢のピークを超えた後になることです。牛全体でいいますと、30か月齢以下の場合には61.5%だったものが48か月齢以下になると82.9%となって、検査が必要なものは17.1%になります。で、今実際にやっていたら20か月齢の割り方だと20か月齢超が85.6%なので、この検査をしていた部分が17.1%に減ることで、全頭検査を行わずに対応できるのではないかと考えています。

(スライド18)

BSE検査の各国の状況ですが、日本は4月1日以降30か月齢超だったものを7月1日以降は48か月齢超に引き上げる訳ですが、世界では健康と畜牛のBSE検査を行っている国は日本とEU以外はありませぬ。また、国際機関であるOIEもBSEスクリーニング検査を実施しなさいとは定めていません。

EUについては、(注3)にあるとおり、72か月齢超の牛をと畜時においてBSE検査していましたが、欧州委員会は本年の2月下旬から3月上旬以降、加盟国の判断によって健康牛のBSE検査は廃止してもいいと言っていますので、EU域内では既にBSE検査をやめている国もありますし、今年いっぱいやめるという国もあります。ただ、月齢を72か月齢からさらに引き上げて対応をするという国もありますので、各加盟国の判断によって行われているのがEUの現状です。

(スライド19)

SRMの範囲については、これはあくまでも復習ですが、日本においては改正されてSRMの範囲はこのようになりましたが、これは国際基準であるOIEとも整合がとれる同じようなSRMの範囲になっています。

(スライド20、21)

スケジュールですが、厚生労働省は平成25年4月25日から5月24日までパブリックコメントを実施しています。これは、省令の中に規定しているBSEの検査月齢30か月齢超を48か月齢に引き上げるパブリックコメントを実施しています。また、先ほどお話ししましたリスクコミュニケーションを東京と神戸で実施します。5月下旬には、OIE総会において「無視できるリスク」の国に承認される見込みです。

今後の国内の厚生労働省の手続としましては、6月上旬に関係省令の改正、検査対象月齢を48か月齢超に引き上げる改正をします。また、今行っているBSE検査の国庫補助については、国庫補助金交付要綱というものがあるのですが、これを改正することとしています。そして、7月1日に各省令と補助金交付要綱を施行し、7月1日に見直しをすることとしています。

なお、補助金の交付ですが、これはもちろん検査対象月齢引き上げに合わせて変えるものですから、48か月齢超に対して国は補助をするという見直しになりますので、全てに国庫補助をするというものではありません。

以降は参考資料なので説明は省きますけれども、後で質疑の際に必要ながあればこれを使ってご説明したいと思います。

私の説明は以上です。

○司会(道農政部畜産振興課):

ただいまの温井係長からのご説明内容につきまして、ご質問等ありましたら挙手をお願い

いしたいと思いますが、どうでしょうか。

どうぞ。

○質問者C:

今の説明の中で二つほどご質問したいのですが、フランスとオランダ、その後、アイルランド及びポーランドについても国境措置の関係で緩和されていくと思うのですが、私、個人的には突然フランスとオランダが出てきたような感覚で受けとめていたのですが、これは当初からヨーロッパからも輸入しようというつもりがあつて入ってきたのか、その辺の経緯ですね。

もう一つは、48か月齢にまた上げることですが、6番のBSE検査頭数とBSE感染確認頭数を見ますと、41か月から60か月の間でも3頭、過去においてBSE牛が確認されているのですが、先ほどの説明ですと、30か月齢だと検査する和牛の数のピーク、ちょうど山の真ん中に来ることで、48か月齢にすれば非常に検査が楽になるというふうな感じだったのですが、そういう簡単な判断でこの48か月齢が出てきたのでしょうか。30か月齢から48か月齢になった経緯を教えてください。

○温井乳肉安全係長(厚生労働省監視安全課):

まず1点目のフランス、オランダ、アイルランド、ポーランドといったEUからの輸入緩和についてですが、これは、日本はBSE発生国からの牛肉などの輸入を全て禁止していますので、緩和要請というのは昔から出ているのです。今、恐らく10カ国程度は輸入禁止措置をとっている国から緩和要請が来ています。資料の5ページを見ていただくと、日本ではEU産の牛肉は平成12年12月から輸入が禁止されていますので、これ以降、EUからの緩和要請というのは実は来ているのです。

アメリカ、カナダについても途中でBSEが発生して輸入禁止をして、その後に緩和要請があつて、BSEの発生状況、管理体制、衛生面の管理体制なども含めたデータなどをもらって実際に現地調査にも行って、問題がないことを確認した上でデータを全てそろえて食品安全委員会に諮問をしているのです。ですからEU各国から緩和要請は来ているのですが、それも全て同じ手順を踏んで確認しています、国同士のやりとりの中で必要な資料がそろっていないところについては、私たちも食品安全委員会への評価依頼は行っておりません。ですからフランス、オランダが突然出てきたというのは、昔から緩和要請があったことと、評価に必要なデータをフランス、オランダが出してきたことです。要は、BSEの発生状況とか管理についてのデータをフランス、オランダ側が提供して、データがそろったので、こちらがまた現地調査に行って管理体制を確認して、問題がないことを確認したので諮問をしたという経緯があります。

今回、アイルランド、ポーランドもそういった経緯で食品安全委員会に諮問をしました。どれ位かかるかわかりませんが、もちろん足りない資料、データなどがあればこちらに再度資料要求なども来て、そういったものを全て整えて安全委員会のほうで評価された後にこちらは管理措置、輸入条件を相手国と結ぶことになるので、そういったことを並行してやっている国がほかに10カ国程度あります。

まずそれが1点目の回答になります。

2点目ですが、こちらは食品安全委員会の評価をまず30か月齢でお願いした訳です。30か月齢の評価を終えた後に、さらなる月齢の引き上げができるかどうかというのも一緒に

諮問していました。それで食品安全委員会のほうで48か月齢という評価が出されたので、この食品安全委員会の評価に基づいてこちらは48か月齢に引き上げることを考えています。

48か月齢であれば出荷適期に検査をしなくて済む頭数がふえるからという理由ではなくて、あくまで説明の中でちょっと出荷月齢というのを使わせていただいたのですが、食品安全委員会の評価を踏まえたリスク管理措置を変えると、かえって生産者とか自治体が気にしていた検査をする、しないについてのピークを超えるという説明をさせていただいた訳であって、ピークを超える月齢はどこかという落としどころを探した訳ではなくて、私たちは食品安全委員会の評価に基づいた月齢の引き上げを考えています。

○司会(道農政部畜産振興課):

どうですか。

○質問者C:

30か月というのは牛の歯の生えかわりとかで解るといのですが、48か月というのは、日本国内の場合は個体識別番号などで解ると思うのですが、それがついているから48か月という確認はできると考えていいのでしょうか。

○温井乳肉安全係長(厚生労働省監視安全課):

まず、今回は国内の検査対象月齢の引き上げの評価をいただいた訳で、国内ではトレーサビリティ法に基づいて個体識別番号がついていますので48か月というのもすぐにわかります。歯のお話は、あくまでアメリカが今行っている30か月齢見きわめの判断に使っているものですので、今後、食品安全委員会が評価した月齢がどのようになるかわかりませんが、出された月齢で諸外国がどのような対応をできるかというのは、これから相手国と輸入条件を結ぶに当たってきっちり話して協議をしていく内容だと思います。現時点でアメリカ、カナダが実施している歯の確認というのは30か月齢の確認ができるというものです。

この歯の確認方法ですが、EUも今はトレーサビリティが入っていて個体識別ができるのですが、EUが個体識別をする前は同じように歯の確認で30か月というのを見きわめていたのです。ですから、歯で30か月を見きわめるといのは世界的にも認められた方法でして、論文なども実はあるのです。科学的にも歯での判断は問題がないという論文などがあって、それを踏まえた30か月の管理が世界では行われているというのが現状です。

○司会(道農政部畜産振興課):

ただいまの回答でどうですか。よろしいでしょうか。

○質問者C:

ただ、つけ足しますと、外国の検査状況というのはあくまでも高リスク牛のさらに一部ですので、その辺のデータで食品安全委員会が安全と判断したというのであれば個人的にはまだ少し疑問が残ります。

○温井乳肉安全係長(厚生労働省監視安全課):

もちろん審議の中で足りないデータがあれば、それは食品安全委員会から資料要求がありますので、まずは今、国内の検査対象月齢についての評価をしていただいた訳ですから、もし今後行われる他の国々の検査対象月齢引き上げについて食品安全委員会から資料要求を受ければ、私たちはすぐに相手国にそういったデータを求めることとしますので、それはきっちり解決した上で食品安全委員会で評価がなされると思っています。

○司会(道農政部畜産振興課):

それでは、今、食品安全委員会のお話も出ましたので、温井係長との質疑応答をここで一旦終了させていただきまして、係長、すみません、マイクを持ったまま席のほうに移動をお願いします。

ここからは、最後になりますが3演題を通してご質問があればお願いします。

どうぞ。

○質問者A:

S R Mですけれど、今、厚生労働省の資料の15番で、結論はここに記載されているので解るのですが、除去の対象のところでは全月齢を30か月齢のこれに変えることで、扁桃と回腸遠位部については全月齢が残ったことは、これは農政部なりどこかでそういう結論に至ったデータが何かあるのでしょうか。要するに答えしか書かれていませんので、どこか見るところを教えてください。と、実際はと殺の現場でこういう区分での除去はかえって複雑になるみたいな話も聞いたことがあります。その辺はどうなのかと、16番の全頭検査の見直しのところで、科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず誤ったメッセージになるという記述になっているのですが、「無視できるリスク」というのが答申の内容だったと思うのです。リスクが5%なり2%なり残るという中で、ここで安全だという話になると逆にそれは安全神話になるのであって、「検査をしていない牛肉は危険である」というのは誤ったメッセージではなくて、2%なり5%なりあるかどうかは別にして「無視できるリスク」であることは正しいのだと思いますよね。で、そこを外していくと新たな安全神話を作っていくことになるのではないのでしょうか。

以上です。

○司会(道農政部畜産振興課):

奥田課長からお願いできますか。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

まず、際初のS R Mの扁桃と回腸遠位部は残ったという点ですが、これは実験感染のデータです。若い牛に実際に食べさせて、たしか6頭でしたか実験感染させて、ある月齢ごとに殺して体をばらばらにして、その材料をもってマウスに脳内接種をして要するに感染性があつたかどうかを調べた。その実験データから、扁桃が本当に感染性があるのかどうか分かりませんが、若い牛でたまたま6分の1でしたか、1頭だけ、16か月目、20か月目でしたか感染性が認められた事例があつたと。

回腸遠位部については経時的にも感染性が確認された。実際は回腸から感染して、それから上行していくというのが通説でありまして、そこから始まるというのはわかっているのですが、まず一回定着して、そこで増えてから上っていくというのが実験感染で解っています。30か月を超えたものについてはそれから上行するのは解っているのですが、30か月未満のものについては回腸遠位部でとどまっているという実験感染の結果から、世界的に全月齢、扁桃と回腸遠位部については危険でS R Mとして残っているというのが事実です。それが回腸遠位部と扁桃が全月齢対象になった理由と聞いています。

それから、と畜場での分別が煩雑になるのではないかというご指摘ですが、再々言っていますが飼料規制とS R Mの除去が一番重要です。ここをしっかりと担保しないと、検査よりはるかに重要な問題ですので、そこは煩雑であろうがなかろうが行っていただくと。で

きないと畜場については、利用は不可というように私は認識しています。

また、要は検査をしたものとしなないものがまざると云々とあるのですが、先ほども言っていますが、少なくとも検査をしたことによって感染しているかどうかを証明するものではありません。したがって、先ほどのありました若い牛で陽性があったでしょうというのはあるのですが、若い牛の検査で、あの時点では相当数肉骨粉を食べたと思いますけれども、そういったものがもしあったとしても感染性はない。そこで、検査で陰性だけでも実は感染している、それとの差はないことで、それについては検査ではなくて、基本的にはSRMの除去や飼料規制をしっかりやることによって根を絶てることがありますので、検査をしているから安全とか、していないから不安だとか、そういうのは違うと。日本全体が検査を止める時に検査をしてしまいますと、要するに検査を実施していない県が実は危ないのだというふうな逆のメッセージ。先ほど言いましたけれど、要するにやってもやらなくても変わらないにもかかわらず、実施していない他の46都府県が苦情をこうむると皆さんおっしゃっている訳です。それが要するに市場の混乱を招くことで、生産、流通、加工もまとめて全国統一のリスク管理をしてくださいというところにつながっているところですよ。

○司会(道農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

ほかにご質問等ありますか。どのような内容でも結構です。お三方の説明を通してご質問等いただければと思いますが、どうでしょうか。

○質問者D:

2番目にお話ししてくださった方の資料の13番で、事前にわかって焼却処分したことで、飼料用肉骨粉に牛由来たん白質が混入したことで、焼却処分にはなったけれども、やはり私たちとしてはなぜ混入に至ったのかということところがちょっと疑問なので、その説明をお願いしたいのと、あと、先ほど、と畜場でのきちんとした除去を徹底していくというか、いるというか、その辺が解らないのですが、それが本当に徹底しているという証明というか、私たちにやっぱりそういうものを示してほしい。作業する人数に制限があればどうしても作業が雑になっていたりというのが人の本来の姿だと思うので、そういう状況にならない対策がちゃんとあるのだとか、人を増やすのだとか、その辺のきちんとした安定した材料をいただきたいと思います。

以上です。

○前田評価調整官(内閣府食品安全委員会事務局):

私の説明した13枚目のスライドのレンダリング施設・飼料工場における牛由来たん白質の混入事例ですが、これはいろいろと調べたところはあるのですが、なぜ混入していたかというのは、本当の究極の原因のところまではつかめなかったというのが事実です。ただ、実際にこの評価書の中には、食品安全委員会のホームページで詳細に今わかっている範囲の情報は公開をしています。

その内容につきましては、2010年に飼料用肉骨粉に牛由来たん白質が混入していた事例が1件確認されているが、1ロットのみであり、前後のロットを含めほかに牛由来たん白質の混入は確認されなかったのです。そして、その肉骨粉については全て焼却処分とか、その施設の製造・出荷を停止したと。そして、FAMICという農林水産省関係の団体が

製造基準の遵守の徹底について指導を実施し、改善状況を確認の上で製造・出荷が再開されたというきちんとした対応が取られているものです。

それから、先ほどのと畜場におけるSRMの除去についてもこのBSE対策点検表の中で詳細に検討されています、SRMの除去につきましては、枝肉を洗浄後、と畜検査員が脊髓片の付着がないことを確認していること。そして実施方法についても、背割り後に高圧水により枝肉を洗浄していること。そして、背割り鋸は1頭ごとに洗浄していること。そして脊髓については、一般的には背割り前に吸引機により吸引して除去していること。そういったSRMの除去の手順についても詳細に検討した結果、現在のSRMの除去についてはきちんと行われていることで、こちらについては二重マルの評価をしていることでありまして、このようなBSE対策を詳細に検討した結果、今回の評価結果が得られたところ です。

○司会(道農政部畜産振興課):

どうですか。

大変申し訳ありません。そろそろ時間となりましたが、最後にお一方、どなたかご質問等あればお受けしたいと思います、いらっしゃいませんか。

それでは、本日はこのように大勢の皆様にご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございました。

最初のところでご協力をお願いさせていただきましたアンケートにつきまして、改めまして、ご記入の上、アンケート回収ボックスのほうにお入れいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(3)閉 会

○司会(道農政部畜産振興課):

それでは、長時間にわたりましてご苦勞さまでした。本日の説明会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。